

農地法4条・5条許可申請の添付書類一覧 (調整区域内、県知事許可分)

(平成25年1月調整)

共通	目的別	[]内は都市計画法の該当条文←同様の書類を添付する。	備考
1)位置図(1/2500都市計画図) ・申請地の位置を朱書きにて図示する。	1.農家住宅 [29-2]	①農家証明書 ②住民票 ③建て替えの場合は跡地利用計画書	◇農地取得後及び農地改良後3年以内の早期転用は不可。 ◇正本(1部)には、原本を添付。副本(2部)にはコピーを添付すること。 ◇目的別がない案件については、別途指定します。 ◇この表の他にも必要に応じて書類の提出を求める場合があります。 ◇市農業委員会の受付は毎月5日締切、休日の場合は翌開庁日です。 ◇事業計画書、理由書、誓約書等に捺印を押印下さい。
2)土地の地番、周辺地目を表示する図面 ・申請地を朱書(隣接地の現況地目を記入)	2.施設用地 (農業用倉庫、畜舎等) [29-2]	①農家証明書(筆頭者でない場合は住民票も) ②土地建物の利用計画図(農機具等の配置図等) *90㎡未満の場合、都市計画法開発許可は適用除外。	
3)配置図(排水系統を青書で併記) ・駐車場、資材置場等も必要	3.店舗等(日常生活) [34-1]	①店舗レイアウト ②周辺の戸数、同業者の位置図(1/2500) ③個人の場合は事業証明又は資格証明 ④住民票	
4)土地の登記事項証明書(3ヶ月以内に発行のもの)	4.農産物処理等の施設 [34-4]	①事業計画書 ②施設のレイアウト	
5)建物の平面図及び立面図 ・建築面積、建ぺい率(22~60%)、 延床面積のわかるもの	5.工場 [34-6]	①既存工場所在地及びその位置図 ②関連工場位置図(親工場) ③事業取引内容	
6)被害防除措置(具体的な計画) ・隣地が農地の場合は、隣地承諾書	6.分家住宅 [34-14]	①戸籍謄本、住民票(所有者と事業主との関係) ②農家証明書、名寄帳 ③従前が借家の場合は賃貸契約書	
7)法人の登記事項証明書、定款、議事録、 *事業計画書(別紙)、貸借対照表、損益計算書	7.店舗(沿道サービス) [34-14]	①事業計画書、事業証明又は資格証 ②市街化区域の対象道路からの距離を示す図面	
8)その他必要な書類 ①理由書(必要性、土地選定等) ②誓約書(被害の補償、禁転売、禁転貸等) ③土地改良区意見書 □愛知用水土地改良区 三好事務所 Tel.05613-2-2365 □大脇土地改良区 理事長 鈴木勝喜 ※他に意見書が必要な場合は別途指示致します。	8.自己用住宅 [34-14]	①住民票 ②名寄帳 ③従前が借家の場合は賃貸契約書(写し)※公団住宅、社宅も含む	
④都計法等他法令に該当する場合は、受付られた申請書の写し	9.駐車場及び資材置場	①操業、開業、開始時期がわかるもの ②事業所の位置図 ③現況利用図及び計画図 ④既存施設位置図、配置図	
⑤申請土地に権利設定がある場合は同意書(地役権、地上権等) ⑥無断転用の追認の場合は、始末書 ⑦10,000㎡以上案件は、土地開発行為協議 申出を市企画課へ申出 ⑧1,000㎡以上開発案件は、開発行為等事業計画 事前協議書を市都市計画課へ申出 ⑨その他、申請の種類により必要と指示する書類(※)	10.収用移転関係 [34-14]	①収用物件と申請者との関係がわかるもの (住民票、家屋登記簿、課税証明、借家証明) ②収用証明書(土地、建物の収用面積、収用工期等) ③残地がある場合は土地収用対象事業施行者の理由書 ④従前地と申請地の土地と建物の比較表 ⑤従前地の敷地現況図、平面図 ⑥収用面積に対し1.5倍以上の場合、その必要性等の理由書 ⑦一部収用の時は残地でできない理由書及び跡地利用計画書	

※申請の内容により

※原本証明を要する書類については、窓口にて指示致します。